

令和5年1月24日開催

## 石狩市教育委員会会議（1月定例会）資料

### <議 案>

- ・石狩市奨学金支給条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・ P 1～P 5
- ・石狩市奨学生選考基準の一部改正について・・・・・・・・・・ P 6～P 7

### <報告事項>

- ・令和5年度学力・学習状況調査の実施について・・・・・・・・・・ 別 冊
- ・令和4年度石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」の実施結果について  
・・・・・・・・ P 8、別紙

### <そ の 他>

- ・令和5年石狩市「はたちのつどい」実績報告・・・・・・・・・・ 別 冊

議案第 1 号

石狩市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 月 24 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市教育委員会規則第 号

石狩市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則

石狩市奨学金支給条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p><u>(市民の範囲)</u></p> <p>第 2 条 条例第 2 条の規則で定める者は、本人又は保護者が本市内に住所を有する者とする。</p> <p><u>(奨学生の願書)</u></p> <p>第 3 条 条例第 3 条の規定による願書は、奨学生願書（別記第 1 号様式。以下「願書」という。）によるものとし、これには次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、教育委員会が特に認める場合は、当該書類の一部について添付を省略することができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 第 1 項第 1 号の校長とは、奨学生になることを志願する者が前年に在学した学校（前年に在学していない場合にあつてはこれに準ずるものとして教育委員会が認める学校）の校長をいう。</p>	<p><u>(奨学生の条件)</u></p> <p>第 2 条 条例第 2 条各号列記以外の部分の規則で定める者は、本人又は保護者が本市内に住所を有する者とする。</p> <p>2 条例第 2 条第 3 号イの規則で定める者は、願書を提出する日の属する年度の前年度において、不登校、傷病その他の理由による欠席又は出席停止（これらに準ずるものとして別に定めるものを含む。）に係る通算期間が概ね30日以上認められる者であつて、過去に当該規定の適用を受けたことがないものとする。</p> <p><u>(奨学生の願書)</u></p> <p>第 3 条 略</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p><u>(6) 条例第 2 条第 3 号イの規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定に係る条件に該当することを証する作文その他の書類</u></p> <p>2 前項第 1 号の校長とは、奨学生になることを志願する者が前年度に在学した学校（前年度に在学していない場合にあつてはこれに準ずるものとして教育委員会が認める学校）の校長をいう。</p>

3 略

(選考基準)

第6条 前条第2項の選考基準には、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

(1) 学業及び性行に関する判定基準

(2) 略

(3) 略

(学業成績表の提出)

第18条

略

3 略

(選考基準)

第6条 略

(1) 学業成績並びに向学心、修学意欲及び学校復帰への意志に関する判定基準

(2) 性行に関する判定基準

(3) (改正前第2号と同じ。)

(4) (改正前第3号と同じ。)

(学業成績表の提出)

第18条 条例第8条第1項の規則で定める者は、その支給に係る奨学金の額が0円である者とする。

2 (改正前本文と同じ。)

別記第1号様式（第3条関係）

奨 学 生 願 書

本 人	(ふりがな)	-----	学校名	-----
	氏 名	-----	学 年	----- 年
	住 所	-----		
	生年月日	年 月 日生 ( ) 歳	電話	-----
保 護 者	(ふりがな)	-----	勤務先	-----
	氏 名	-----	電 話	-----
	住 所	-----	続柄	-----
	生年月日	年 月 日生 ( ) 歳	電話	-----
住居状況 自宅 下宿 間借 寮等 その他 ( )				
志願理由（経済状況等）				
石狩市奨学金条例による奨学生に志願します。 年 月 日 本人氏名 印 保護者氏名 印 連帯保証人住所 連帯保証人氏名 印 （あて先）石狩市教育委員会				

※連帯保証人は、奨学金の支給決定があった場合において、奨学金に関して生ずる本人に係る一切の債務について、本人と連帯して責任を負うものとする。

別記第1号様式（第3条関係）

奨 学 生 願 書

本 人	(ふりがな)	-----	学校名	----- (公立・私立)
	氏 名	-----	学 年	----- 年
	住 所	-----		
	生年月日	年 月 日生 ( ) 歳	電話	-----
保 護 者	(ふりがな)	-----	勤務先	-----
	氏 名	-----	電 話	-----
	住 所	-----	続柄	-----
	生年月日	年 月 日生 ( ) 歳	電話	-----
住居状況 自宅 下宿 間借 寮等 その他 ( )				
志願理由（経済状況等）				
※ 前年度において、不登校、傷病その他の理由による概ね30日以上欠席、出席停止その他これらに準ずるものがある場合は、「向学心、修学意欲及び学校復帰への意志」について記載した作文（400字程度・本人直筆）を提出してください。また、必要に応じて面接等を実施する場合があります。 石狩市奨学金支給条例による奨学生に志願します。 年 月 日 本人氏名 印 保護者氏名 印 連帯保証人住所 連帯保証人氏名 印 （あて先）石狩市教育委員会				

※連帯保証人は、奨学金の支給決定があった場合において、奨学金に関して生ずる本人に係る一切の債務について、本人と連帯して責任を負うものとする。

別記第2号様式（第3条関係）

奨学生推薦書

生徒 (学生) 氏名	(ふりがな) 氏名	-----		学校名	-----	
	住所	-----				
	生年月日	年 月 日生 ( ) 歳		電話	-	
学業についての 所見	-----					
人物についての 所見 (A・B・Cで の3段階評価)	基本的な 生活習慣		自主自律		責任感	
	創意工夫		思いやり 協力性		勤勉	
	公共心 公德心		情緒の安定		指導性	
家庭状況に ついての所見	-----					
その他の所見	-----					

上記のとおり推薦します。  
年 月 日

学校名  
校長氏名

(あて先) 石狩市教育委員会

別記第2号様式（第3条関係）

奨学生推薦書

生徒 (学生) 氏名	(ふりがな) 氏名	-----		学校名	(公立・私立)	
	住所	-----				
生年月日	年 月 日生 ( ) 歳		電話	-		
学業についての 所見	-----					
人物についての 所見 (A・B・Cで の3段階評価)	基本的な 生活習慣		自主自律		責任感	
	創意工夫		思いやり 協力性		勤勉	
	公共心 公德心		情緒の安定		指導性	
家庭状況に ついての所見	-----					
その他の所見	-----					
○前年度において、不登校、傷病その他の理由による概ね30日以上欠席、出席停止その他これらに準ずるものがある場合は、以下に記載願います。 ① 欠席又は出席停止の状況						
出席停止日数		出席しなければ ならない日数		欠席日数	出席日数	
日		日		日	日	
② 内容: _____ 日数: _____ 日						

上記のとおり推薦します。  
年 月 日

学校名  
校長氏名

(あて先) 石狩市教育委員会

備考 改正部分は、下線の部分（様式の下に下線がある場合は、当該様式全部）である。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 2 号

石狩市教育委員会基準第 号

石狩市奨学生選考基準の一部を改正する基準を次のように定める。

令和 5 年 1 月 24 日

石狩市教育委員会教育長 佐々木 隆 哉

石狩市奨学生選考基準の一部を改正する基準

石狩市奨学生選考基準（昭和49年12月26日制定）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p>1 奨学生選考の根本方針</p> <p>優秀な学生又は生徒で、経済的理由のために修学が困難な者について、<u>学業（技術を含む。以下同じ。）</u>、性行及び家計を十分に検討し、これに総合判定を加えて奨学生を選考する。</p> <p>2 学業に関する選考基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 上記について注意すべき点は、次のとおりである。</p> <p>ア 過去3年間の学業成績中特に最近2年間の分に重きをおくこと。</p> <p>イ 略</p>	<p>1 略</p> <p>優秀な学生及び生徒で、経済的理由のために修学が困難なものについて、<u>学業成績</u>、性行及び家計を十分に検討し、これに総合判定を加えて奨学生を選考する。<u>不登校、傷病その他の理由（以下「不登校等」という。）により長期にわたる欠席又は出席停止が認められる学生及び生徒で、経済的な理由を抱えつつも、向学心に燃え、修学意欲に満ち、学校復帰への強い意志を有するものも同様とする。この場合においては、学業成績に代え、向学心、修学意欲及び学校復帰への意志に係る検討によるものとする。</u></p> <p>2 奨学生の条件</p> <p><u>石狩市奨学金支給条例施行規則（昭和49年教育委員会規則第2号）第2条第2項の欠席又は出席停止に準ずるものは、学校以外の場において行う学習活動の実施とする。</u></p> <p>3 学業成績に関する選考基準</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 過去3年間の学業成績中特に最近2年間<u>（当該2年間にあっては、直近の1年間）</u>の分に重きをおくこと。</p> <p>イ 略</p>

<p><u>3</u> 略</p> <p><u>4</u> 略</p> <p><u>5</u> 奨学金の廃止、休止及び減額の基準</p> <p>(1) 奨学金の廃止 <u>石狩市奨学金支給条例（昭和49年条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1号、第2号、第4号及び第6号の一に該当した場合</u></p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p><u>ウ ア及びイの規定にかかわらず、石狩市奨学金支給条例（昭和49年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第3号イの規定の適用を受けた場合においては、当該適用年度後の出願に係る選考に当たっては、当該適用年度以後の期間に係る学業成績のみを選考に用いることができる。</u></p> <p><u>4 向学心、修学意欲及び学校復帰への意志に関する選考基準</u></p> <p><u>(1) 標準</u></p> <p><u>直近の不登校等に係る状況の解消を図り、向学心に燃え、修学意欲に満ち、学校復帰への強い意志を有する者であることが明らかであること。</u></p> <p><u>(2) 上記について注意すべき点は、次のとおりである。</u></p> <p><u>ア 作文等の提出自体によりその積極的意思を相当程度推認することが可能であること。</u></p> <p><u>イ 必要に応じて面接等を実施することができること。</u></p> <p><u>5</u> （改正前第3項と同じ。）</p> <p><u>6</u> （改正前第4項と同じ。）</p> <p><u>7</u> 略</p> <p>(1) 奨学金の廃止 <u>条例第7条第1号、第2号、第4号及び第6号の一に該当した場合</u></p> <p>(2)～(3) 略</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

### 附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。



## 令和4年度 石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」報告

### 1 期日

令和4年12月26日（月）～12月27日（火） 計2日間 3講座

### 2 会場

石狩市役所 401・402 会議室

### 3 受講人数

\*新型コロナウイルス感染症の流行により、3年ぶりの開催であった。

全講座とも各校2名以上の参加者とした。

教職員数102人 受講者実数93人

受講率91.2%

欠席数9人（病休、別研修参加）

### 4 各講座別受講数（受講数は、当日受講した人数を示しています）

講座名	参加申込数	受講数	参加率
①国語科における「読むこと」領域の課題解決	34	29	85.3%
②ICT活用	33	31	93.9%
③主体的な学びに向かうために	35	33	94.3%
合計	102	93	91.2%

### 5 講座の内容・日程について

回収率	
○講座の内容 とてもよい・よい	93.5%(87人回収)
○日程について とてもよい・よい	95.4% (83人)
	81.6% (71人)

### 6 今年度のウィンターセミナーについて

#### (1)講座内容

今年度は石狩市学校教育基本方針の重点項目となっている「国語科における『読むこと』領域の課題解決」、今学校で求められている「ICT活用」、メタ認知の重要性について「主体的な学びに向かうために」の3講座を実施した。

\*各講座の様子は別紙①参照

#### (2)受講者の感想・意見

\*別紙②参照

### 7 次年度に向けての改善点

- ①開催日について、年度初めの時期に周知する。
- ②大学教授などを招聘し、多くの教員に聞いてもらう講座を設定する。
- ③新型コロナウイルス感染症拡大防止の徹底、冬のため天候状況による準備・企画・運営面で十分配慮していく。
- ④オンライン研修等の実施も見据え、映像・音声の調整等、事前準備を十分に整える。

## 令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和4年12月7日  
文 部 科 学 省

### 1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

### 2. 調査の名称

令和5年度全国学力・学習状況調査

### 3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

#### ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

#### イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

(3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査の英語のうち「聞くこと」及び「話すこと」に関する調査の対象としないこととすることができる。

### 4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

#### ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

#### イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問紙調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問紙調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

#### (2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

### 5. 調査実施日等

#### (1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和5年4月18日火曜日（以下「調査日」という。）とする。

##### ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

##### イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び英語それぞれ50分とする。なお、英語の調査時間は「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度とする。

(イ) 国語、数学及び英語（うち「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」）については調査日に実施する。英語「話すこと」については、調査日には文部科学省が指定する一部の中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）で実施する。その他の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、令和5年4月19日水曜日から同年5月26日金曜日までの間で、各学校の希望する日にちを踏まえて調整を行い、学校ごとに文部科学省が指定する日に適切に分散して実施する。

(ウ) 生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

#### (2) 学校質問紙調査

令和5年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール  
別紙2のとおりとする。

## 6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

## 7. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する調査は、ICT端末を活用し、文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を用いたオンラインの音声録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境が様々であることから、令和5年度については、特例的な措置として、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 英語に関する調査の結果については、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- (2) 期間内実施校の英語「話すこと」に関する調査の結果については、参考値として当該学校とその設置管理者、所管する都道府県教育委員会に提供することとし、公表は行わない。
- (3) やむを得ず、ICT端末を活用した調査の実施が困難な学校については、設置管理者の判断により学校単位で英語「話すこと」に関する調査を実施しないこととすることができる。その場合においても、「話すこと」に関する調査及び調査結果を活用した教育指導等の改善が行えるよう、期間内実施校の調査実施後速やかに、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

## 8. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

### (1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学及び英語（「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題の合計とする。）のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果については、7.（2）に記載のとおり別途取り扱うこととする。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

### (2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化处理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

### (3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果のうち期間内実施校の結果が含まれるものについては参考値として提供する。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

#### (ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

#### (イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

#### (ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

### (4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること

② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

#### (5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手續等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。

② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は

当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（イ）市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。

① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。

③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。

（ウ）学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。

（エ）調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。

① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。

② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。

③ （ア）①又は（イ）②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は（ア）②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。

また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。

なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。

④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育



活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

## 9. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

## 10. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。

イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

(エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について

は、その保持を徹底すること。

(オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

## (2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）や個人情報保護法に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

## (3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日水曜日以降4月28日金曜日まで（英語「話すこと」に関する調査については5月26日金曜日まで）に実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

## (4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

### (ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

### (イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

② 外国語：1.3単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、児童生徒の活用するICT端末等を用いたオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で4月10日月曜日以降5月16日火曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。ただし、中学校英語「話すこと」については、期間内実施校の調査期間の最終日である5月26日金曜日までは調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表しない。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和5年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

## 調査の実施に関する時間割モデル

## 1. 調査実施日

令和5年4月18日(火)。ただし、英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校については、4月19日(水)から5月26日(金)までの間で文部科学省が指定した日に実施する。

## 2. 時間割モデル

## ◆小学校

国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)
-------------	-------------	---------------------

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

## ◆中学校

<英語「話すこと」に関する調査の当日実施校の場合>

調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)	英語 「話すこと」
-----	-------------	-------------	---	---------------------	--------------

<英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校の場合>

調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)
-----	-------------	-------------	---	---------------------

※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

文科省指定日	英語 「話すこと」
--------	--------------

<補足>

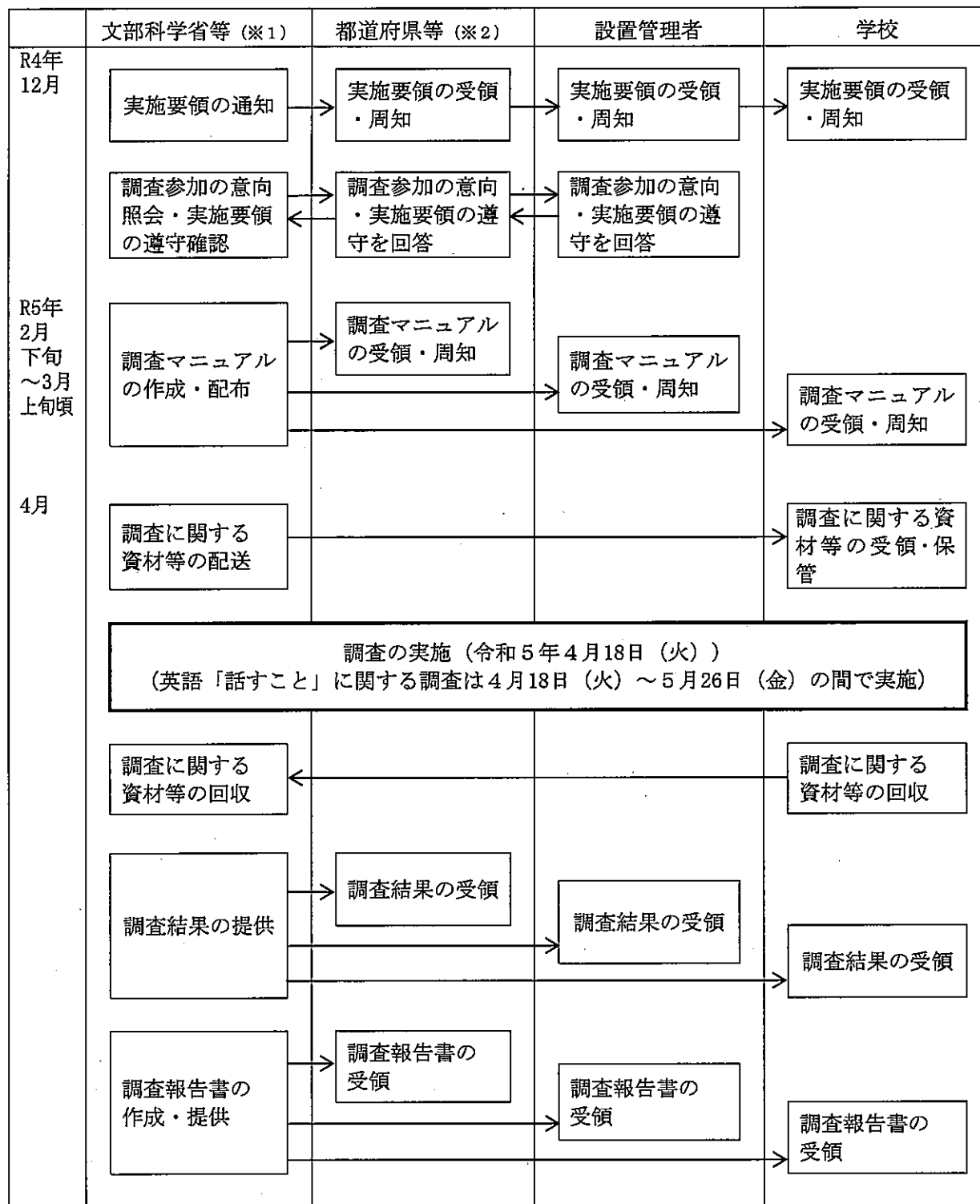
※英語「話すこと」に関する調査の所要時間は、5分(準備や移動に要する時間を合わせて15分)程度である。なお、当日実施校においては、調査対象の生徒数によって、ネットワーク環境を考慮して5、6時間目に生徒を分けて実施することもできる。

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(水)から4月28日(金)まで可能である。

※児童生徒質問紙調査については、一部の学校で、児童生徒が活用するICT端末等を用いて実施する(実施期間は4月10日(月)～5月16日(火))。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目(2問程度)も回答することとする。

## 調査の実施に関するスケジュール (予定)

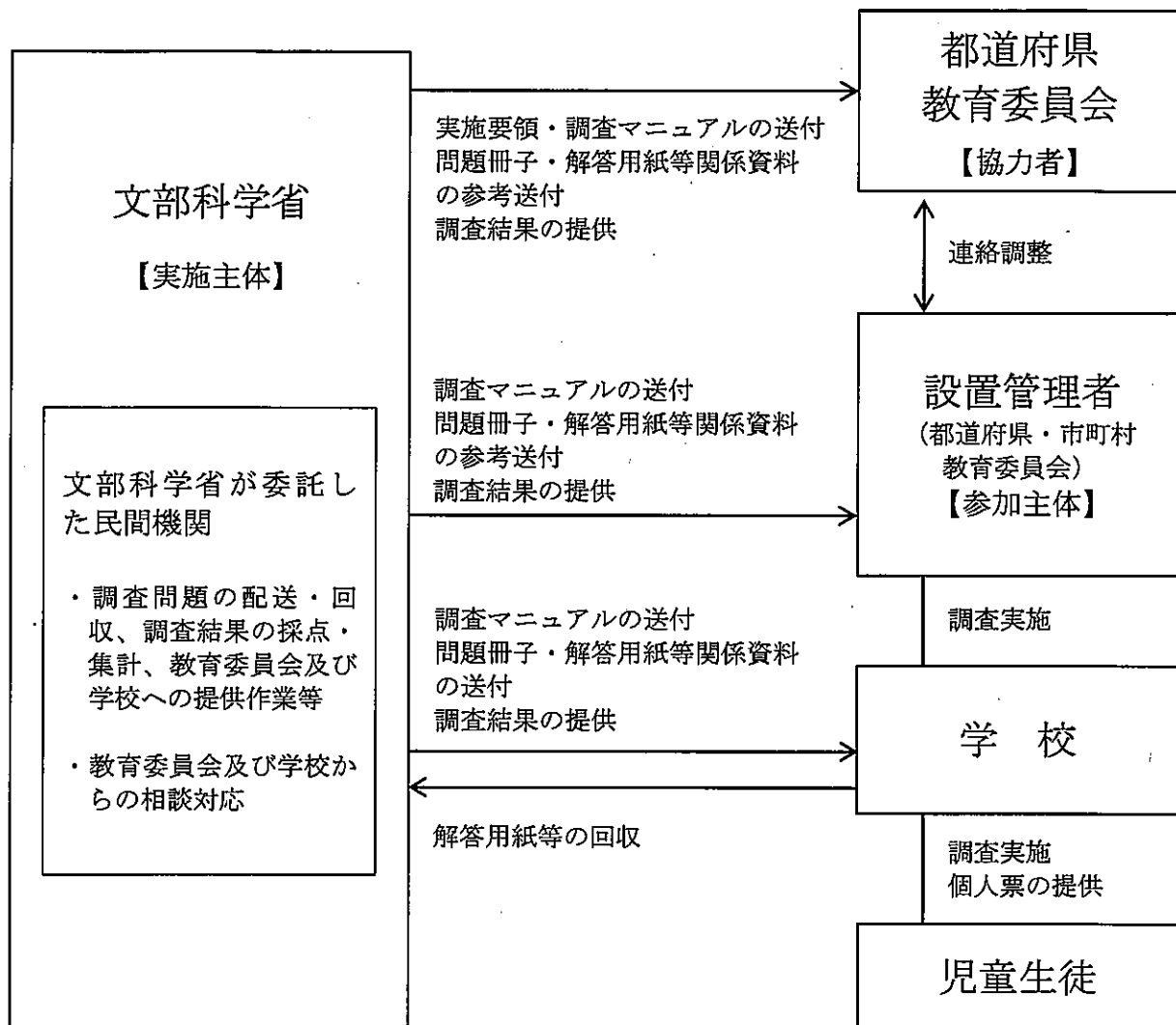


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

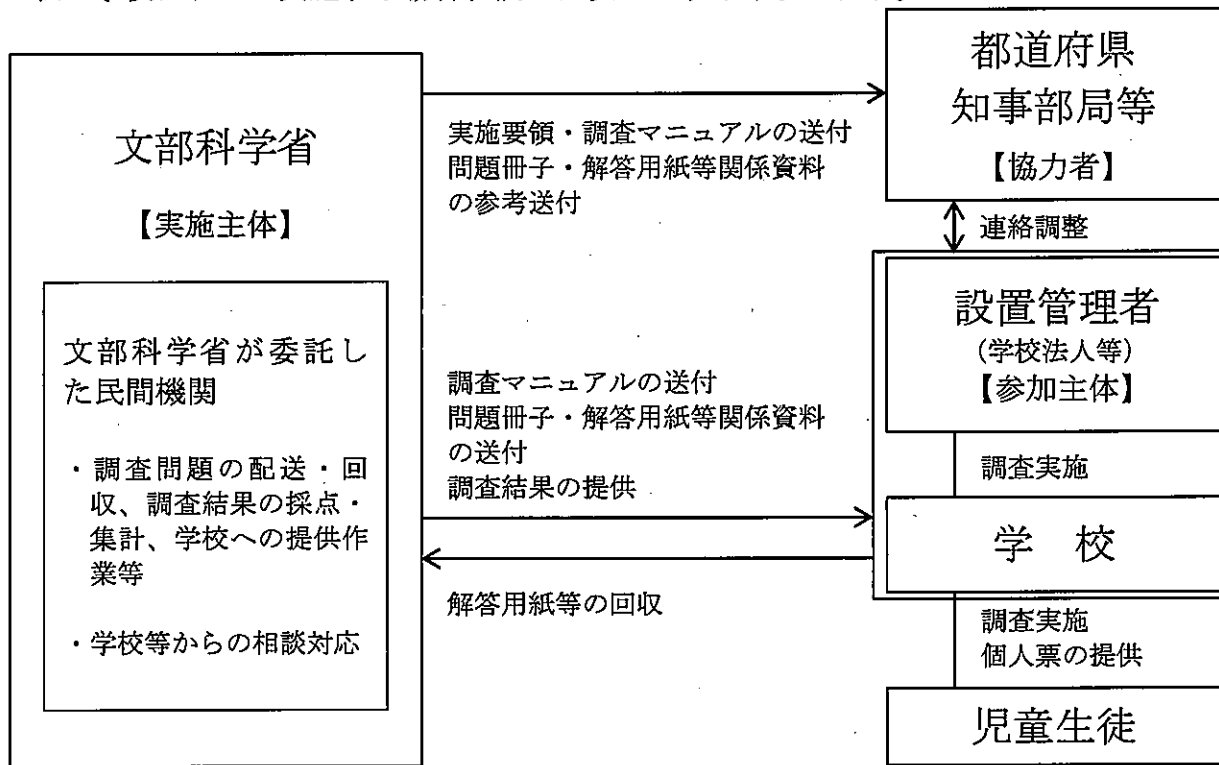
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



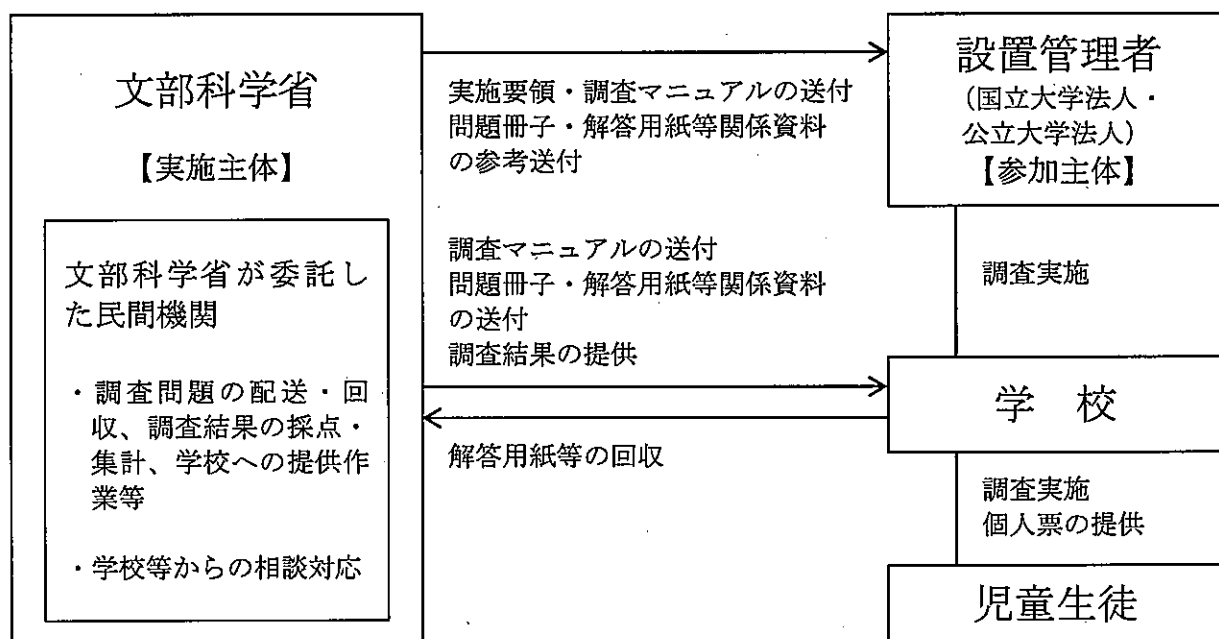
### 調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



### 調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



## 文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分※3					
		8.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学 校全体の状況 又は国・公・私 立学校別の状 況)	8.(2)ア(イ) 都道府県ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	8.(2)ア(ウ) 都道府県 (指定都市 を除く。)ご と (都道府県教育 委員会及び市 町村教育委員 会が設置管理 する学校全体 の状況)	8.(2)ア(エ) 指定都市ご と (指定都市教育 委員会が設置 管理する学校 全体の状況)	8.(2)ア(オ) 地域の規模 等に応じた まとまりごと (市町村教育委 員会が設置管 理する学校全 体の状況)※1	
調査結果の内容	8.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均正 答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	8.(1)ア(イ) ・右の欄のそ れぞれを単 位とした平均 正答数等の 分布等が分 かるグラフ	①都道府県教育 委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育 委員会(指定 都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育 委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
8.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型 別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-		
8.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
8.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校 質問紙調査の回答状況と教科 に関する調査の正答率等との相 関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

※3 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表する。



別紙①

令和4年度 石狩市教職員研修「ウィンターセミナー」の様子

①国語科における「読むこと」領域の課題解決



関口主査の説明



グループ協議



協議内容の発表

②ICT活用



樽川中 清水主幹教諭の実践発表



グループ交流の発表

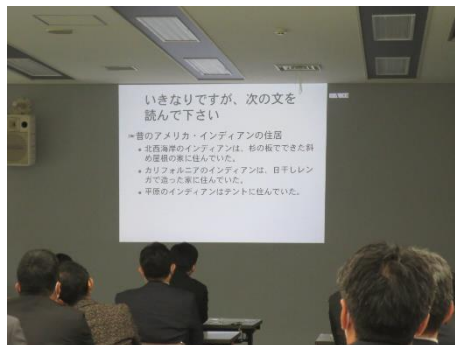


加藤指導主事の助言

③主体的な学びに向かうために



道教育大札幌校 吉野准教授の講演



演習を交えた講演内容



花南中 稲澤主幹教諭の質問

## ■ 受講者の感想・意見

## 講座名：国語科における「読むこと」領域の課題解決

## ＜「講座の内容」に関する感想や意見など＞

- 他校の実践を聞くことが出来て今後の参考になった。
- 子どもが主語となる授業にするためにはどうすればよいか、交流を通して考えることができました。
- 指導主事のお話から、今後の教育活動、指導の重点になるところや、目指す姿などを改めて確認でき、今後研究を推進していく中で学校一丸となって取り組むことや、共通の意識を持って指導に当たらなければならない点を今一度意識するとともに、次年度にむけた見通しを持つことができました。グループ協議、他校との実践交流では、他校の具体的な取り組みや課題に対する手立てを知ることができて大変勉強になりました。
- 他校の先生と情報を交換したり、ともに考えたりする時間があって勉強になりました。
- 各校の取り組み状況を知ることができてよかった。
- 国が学校教育を通して目指している子ども達の姿や、国語科における資質・能力、授業改善にむけての具体例など、大変わかりやすく教えていただき勉強になりました。
- 読みとる力をつけるにはどうしたらよいか考えていたのでタイムリーでした。
- 講話の内容も大変参考になりましたが、交流、協議を通じて多くの学びを得ることができました。
- 受講者同士で取り組みの交流ができたのがよかった
- 小中の系統性を再確認することができた。(小中高を一貫した学習指導要領を見直していきたいと思った)
- 改めて言語活動の大切さを確認できた。また交流をしたことでファシリテーターの育成が大切であることを知りました。今後学級や学校で取り組んでいきたいと思えます。ありがとうございました。
- 取組の現状交流や課題が見えてきた点がよかったです。
- 改めて大切な内容を詳しく聞くことができ勉強になりました。各校の取組を学ぶことができ良かったです。
- 各校の実践を共有することができ良かったと思いました。
- 主体的対話的深い学びとは、生徒1人1人が課題解決に向けてグループの中で自分の考えをまとめて相手に伝える。また、他の生徒の考えを取り入れ交流して、その相互作用によって課題解決が深まっていくことだと再確認した。
- 他校の先生方との交流によって、研修内容を深く考えることができた。
- 実践校の話をもっと伺いたかったです。
- せっかくの貴重な学びの場だったので、もう少し指導主事からの解説の時間があるとより良かった。

## <日程について>

- 参加しやすいです。
  - 登校日に日程を取りにくいので、仕方ないと思う。
  - 冬季休業日初日の午前中ということで、参加しやすかったです。
  - 冬休みが始まってすぐなので都合が付きやすい。
  - 休業初日なので動きやすいです。
  - 冬季休業スタート時の午前中ということもありちょうどよい時期であり、2時間も集中力の持続という面で理想的でした。
  - 冬休みに入りすぐに設定していただけて参加しやすいと思いました。
  - 冬季休業に入ってからすぐなので参加しやすい日程であった。
  - 学期終了直後だったので、研修のタイミングが良かった。
  - 説明、協議、発表の時間が丁度良かった。
  - 冬季休業中でなくても良いと思いました。
  - トイレ休憩程度はあった方が嬉しかったです。
  - 途中休憩がなくハードでした。
- △例年であればとてもよい日程だと思いますが、今年度はコロナの関係で登校日となり、参加が叶わなかった方もいたかと思います。

## <その他>

- 大変参考になりました。ありがとうございました。
  - 他の学校の国語科の先生と交流する機会となり、よかったです。
  - 貴重な学びと交流の機会を下さり、ありがとうございました。本日得たことを自校に持ち帰り、いかしていきます。
  - ありがとうございました。
  - 自分個人のものとして、学校全体に還元できればと思います。
  - セミナーの中でも話題となりましたが、各校の実践、成果物の共有がより加速すればと思います。
  - セミナーの時間配分がちょうどよいと感じました。
  - 話し合い活動の大切さを実感することができ、WSのような場面がより大切だと感じた。ありがとうございました。
- △可能でしたら、公務用のPCを持参して、主事のデータや緑苑台小の系統表などをその場でシェアできると有り難いなと思いました。

＜「講座の内容」に関する感想や意見など＞

- 各校の実際が分かり、とても勉強になりました
- 新しい取組等を知ることができて、有意義な時間となりました。
- 授業にしばった話し合いにはなりませんでしたが、他校の実践を聞いたので、大変参考になりました。
- 新しいツールを教えてもらえたり、来年度以降の授業配信についての課題点交流ができたので、有意義な講習でした。
- 双葉小の発表や主事の講話がためになりました。
- 他校での実践を伺って、たいへん勉強になりました。
- 石狩市の先生方のご実践や、ICT 活用における成果と課題を聞いたことが何より大きな学びになりました。こうした話し合いをもとに、よりよい活用方法を模索し、石狩市としてどうあるべきを話し合える場合は、大変貴重だと感じました。
- 先進的な実践事例を多数聞くことができ、勉強になりました
- 他の学校での ICT の活用方法を知ることができ、とても勉強になりました。
- 他の学校の取り組みや新たな ICT 機器の活用法を知ることができました。
- 他の学校の取組を知ることができ、特にタブレットドリルの活用や運用の方法が知れてよかった。
- 説明を聞く時間と交流の時間のバランスがよく参加しやすかった。教科ごとの交流もできるともっと良かったと思いました
- 各学校の取組状況がわかってよかった。助言でこれからの課題や方向性がわかってよかった。
- 各校の取り組みを知ることができたので、ぜひ自校でも交流、実践をしていきたい。
- 音声の不具合は残念でした。もし可能ならどこかで配信していただけると助かります。他の学校との交流を通して課題などを共有でき、大変良かったです
- もっとより多くの学校の先生と交流できるようにしたほうが良いと思う。
- 各校の取り組みを協議するのは、ICT 担当者会議や、石教振の教育機器研究会でも行っており、内容がほとんど変わらないので ICT 担当者にとっては、必要無いと思います。ICT 担当者とそれ以外の人は、内容を分けるべきと思います。
- △各校の状況を知ることができ参考になった。学習 e ポータルやアプリなど、基本的な設定は市で統一し、ユーザーの管理まで市(業者)で行っていただけると、学校の負担も軽減されるのでお願いしたいです。学校の独自性は活用の幅を広げることにはなりますが、管理面において負担がとても大きいです。

## <日程について>

- 参加しやすい日程、時間帯だった。
- 冬季休業は時間が作りやすい。
- 早い時期の方が参加しやすかった(予定が立てやすかった)。
- 終了時刻が15時半で、勤務時間内だった。
- 参加しやすいです。
- 長すぎずみじかすぎず良かった。
- 休業初日であったので良かった。
- 冬休み中なので丁度よかったと思います。
- 長期休暇だからこそ参加しやすかったです。
- 学習会や部活動等で忙しい中の実施が個人的な負担になっています。
- 5分程度でも良いので、休憩があれば良かったと思います。

## <その他>

- お忙しい中実践発表してくださった清水主幹教諭、前多教諭を始め、準備してくださった市教委のみなさまに感謝いたします。ありがとうございました
  - 指導主事の話も大変参考になりました。今後もよろしく願います
  - 運営してくださり、ありがとうございました。
  - 運営おつかれさまでした。
  - この度は、大変貴重なお時間をつくっていただきまして、ありがとうございました。今回、他の先生方のお話を聞いて、ICTに対する取り組みに差があることやICTの活用方法にばらつきがあることなどがよくわかりました。難しいことではあることを重々承知の上ですが、ぜひ、この研修会で出てきた意見を吸い上げていただき、石狩市として、ICTを有効に活用していける手段、方法をご検討していただけたらと思いました。他市町村とは、異なる端末であることの良さをいかしながら、石狩市がある共通認識をもち、小中学校と上手く連携していければ、もっと先に進めていけるのではと思いました。今後ともよろしく願いいたします。
  - ありがとうございました
  - 運営お疲れ様でした。
  - 今年石狩に来ました。大変勉強になりました。ありがとうございました。
  - 特に冬期は、天候や道路状況を考えて状況によってではなく、最初からオンライン実施にした方が、良いと思います。
  - 音声聞き取りにくい場面があったので改善をお願いします。
- △来年度以降の授業配信の持ち方について、各学校と交流ができればよいと思います。

＜「講座の内容」に関する感想や意見など＞

- メタ認知、自己調整学習は、主体的な学びに直結する貴重な情報でした。ありがとうございます。
- 月毎の学校経営プログラムで説明している内容と多くが重なっており、背中を押されたような感じです。かつて取り組んでいた学びの共同体研究にも通じるものがあります。内面的な動機づけを高めるためのヒントや自己調整を図ることができる学習者に育て上げるヒントをいただきました。私は最近、自立した学習者の育成という言葉をよく使います。人としての自立が教育の目的なので、今回の講義を参考に、今後もブレずに取り組みたいと思いました。
- 「主体的・対話的で深い学び」を実現するために必要な要素について大変勉強になりました。
- 日頃なんとなく思っていたことを、心理学の観点から論理的に説明いただいてとても納得できました。教育心理学を学び直してみたい、と思いました。ありがとうございました。
- 具体的知識に関する説明と研究内容に関する説明の両方が聞けて、実践に役立つ内容でした。
- 自分の中で物事が分かる感覚を、「知の連結」と勝手に名付けていたことが、今日の研修であらためて学術的な裏付けをしていただきました。私自身とても深く学ぶ事ができました。
- 久しぶりに認知心理学の話聞いて、楽しく興味深かったです。現場で生かしていきます。
- 自分たちがやっていること、やろうとしていることが正しい方向であるという示唆をいただけました。
- 新年度方針を作成する上で、ヒントになる言葉や考えをいただいた。
- 今まで感覚的に感じていたことを言語化して私たちに教えていただいたことは、とても感謝しています。自ら学び、自らの長所を捉え、自分に向いた将来を見つけるためには、メタ認知は非常に大切だと思いました。自己調整学習は教師にもとても大切だと感じました。
- 教頭として先生の講演を受けながら、生徒の力の育成と同時に先生の育成についても考えることができました。
- 深い学び実現のための指導観に関わる講義は、大変有意義でした。
- メタ認知を使い意味理解を促進する実践が興味深かったです。
- さまざまな学習活動を通じてメタ認知能力を高めて、主体的な学びにつなげ、更にメタ認知を高める正のスパイラルを築くため、職員とともに努めていきたい。
- 管理職として、教職員にメタ認知を意識した学習形態や考え方を示唆する事ができると感じたので有意義でありました。ただ実際の小学生低学年にこのメタ認知の学習や授業

は厳しいとは感じました。

- 演習は、深い理解とは何かを実感できるとても良い事例提供でした。
- よくでてくるキーワードがどんなことなのか、わかりやすく表現されていて理解しやすかったです。
- 本講座の内容は生徒の学習だけでなく、教職員の働き方にもつながると思いながら拝聴していました。
- これからの学びを推進する上での貴重な考えを持つことができた。
- 普段聞けない学術分野からの貴重な話が聞けて大変ためになった。
- メタ認知的指導の具体例を知ることができた。
- メタ認知を育てていくことが主体的な学びにつながっていくことが、とても理解できました。ありがとうございました。
- 知識を教え込むだけでは、思考は、生まれないと思った。これまで学んだ知識を使って、予想し、話し合い、まとめていく過程が大切だと感じた。
- 本校では24日にメタ認知と評価について研修しました。今日の御講演でさらに深めることができました。本校の先生方はメタ認知について少し理解してくれているので、いただいた資料をもとにさらに研修を進めていきたいと思います。
- 状況モデルによる理解授業レベルでは子どもの思考を可視化すること。職員とは面談(人事評価シート)で共有すること。が必要で、効果的であるということを感じました。
- △学び手の視点からの授業構築に向けて大変参考になる話でした。管理職も勉強になりましたが、一般の先生が参加できたらよかったですと思いました。
- △メタ認知の重要性が理解できました。ワーキングメモリーを増やすためには特別なトレーニングが必要なのか、学校の指導(教育課程)の中でできるものなのか、教えてください。

### <日程について>

- 対外的な動きもなく、講座の出席がしやすかった。
- 2名で学校を空けて出やすい
- 学校が一段落しており落ち着いて参加できました。
- 参加しやすい日時の設定だったと思います。
- 年末に絞って行うのはいいと思います
- 長期休業期間で時間が取れる。
- 休みの初頭であり、時期的にちょうどよい。
- 休みの期間なので参加しやすいです。
- 管理職が両方学校をあけるので留守番がいませんでした。
- 普段は休みが取りにくいので早い段階で12月27日に人間ドック受診を予約していましたが、日程を変更して受診することにしました。他の職員も普段取ることができない年休

などを連続して設定できるこの時期のセミナーの参加は難しい者も多いかもしれません。  
4月段階で計画するなど、年間計画に組み入れると良いのではないのでしょうか。

△冬季の開催は天気も不安定な時期でもあり、色々と配慮していただき助かりました。今後、グループ討議や演習のない研修会は、ハイブリット方式についてもご検討いただきたい。

△学習に関する講座は、次年度の方向性を示す参考となります。夏の研修であれば職員なども一緒に研修できると、後期の改善につながると思います。

### <その他>

○計画してくださった市教委の皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

○セミナーの設定、運営ありがとうございました。

○今後も今回のような本格的な講座が開設されると良いと思います。

○いつもいろいろありがとうございます。どうぞよいお年をお迎えください。

○ウインターセミナーを主催していただいた教育委員会の皆様、ありがとうございました

○現場の声を拾い上げ、実現して下さいました教育委員会の皆様に感謝します。

○大変勉強になりました。ありがとうございます。

△コロナの感染が続く中、本校では児童はもちろん職員にも罹患者が多数出ています。本講座は管理職2名の出席が求められておりますが、どちらか1名が会場へ、残り1名はリモート参加にし、校内での緊急時対応が可能にしてはいかがでしょうか。（今回、本校では、学校・学年閉鎖による欠時回復の為の補習授業を急遽中止する事態の中での参加となりました。）



## 令和5年石狩市「はたちのつどい」実施報告

1. 主催 石狩市・石狩市教育委員会
2. 期日 令和5年 1月8日（日）
3. 会場 石狩市花川北コミュニティセンター
4. 対象者数 515名（男性229名、女性 286名）  
（令和4年11月1日現在の住民基本台帳登録データによる）
5. 参加者数 343名
6. 参加割合 66.6%  
※ 住民登録外の参加希望者（案内状送付希望等）49名あり  
※ 各年の参加者数の推移  
平成31年 415名（ 〃 556名 〃 74.6%）  
令和2年 386名（ 〃 512名 〃 75.4%）  
令和3年 175名（ 〃 540名 〃 32.4%）  
※令和3年はコロナの影響で延期し、令和4年に2年分開催した。  
令和4年 397名（ 〃 523名 〃 75.9%）
7. 当日の流れ 受付、ホール開場  
石狩市PR動画、北海道日本ハムファイターズのお祝いメッセージ動画を放映  
事前説明（参加者向け）  
オープニング（石狩朱華弁天）  
開式の言葉（司会：新名恵子）  
主催者挨拶（石狩市長 加藤龍幸）  
来賓祝辞（石狩市議会議長 花田和彦 様）  
祝電披露（衆議院議員 和田義明 様）  
※お名前のみ披露（参議院議員 鈴木宗男 様、参議院議員 船橋利実 様  
北海道選挙管理委員会委員長 様）  
恩師からのメッセージ平成29年度の各中学校3年担任・副担任18名が出演）  
はたちの誓い（午前・午後 各2名）  
午前 齋藤 佑馬（さいとう ゆうま）さん  
獅子原 優衣（ししはら ゆい）さん  
午後 河野 琳悟（こうの りんご）さん  
坂本 渚月（さかもと なつき）さん  
閉式の言葉
8. 協力 手話通訳者 奥井 一恵 氏（午前）、伊藤 日菜 氏（午後）  
恩師からのメッセージ編集 飯塚 諒 氏（地域おこし協力隊）
9. その他 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2部で開催した。  
教育委員は午前、午後各2名ずつ出席した。

式典前の様子



はたちの誓い（午前の部）



オープニング



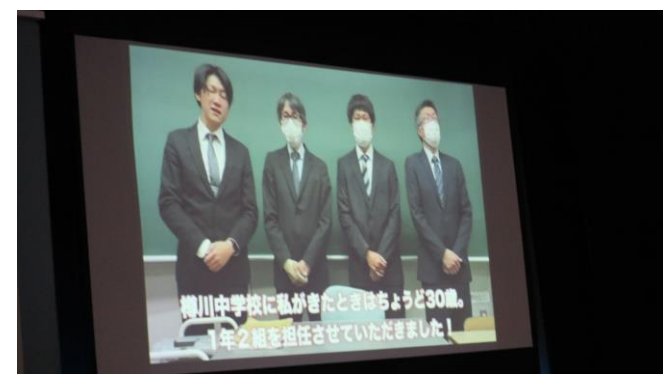
はたちの誓い（午後の部）



市長式辞



恩師からのメッセージ



議長祝辞



開場の様子

